

体験学習選抜（商船学科のみ）

1. 出 願 資 格

出願資格は、下記の各要件に該当し、特に船・海に興味があり、本校への入学意志が強固な者としてします。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ①令和 2 年 3 月に中学校卒業見込みの者
- ②令和 2 年 3 月に義務教育学校を卒業見込みの者
- ③令和 2 年 3 月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- ④令和 2 年 3 月に文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者

(2) 「6. 身体基準」を満たす者

(3) 学業成績が、中学校第 2 学年から第 3 学年までの 9 科目の評定がすべて 5 段階評価で 3 以上であること。

※体験学習選抜に出願する者は、推薦選抜に出願することはできません。

2. 出 願 手 続

(1) 願書受付期間

令和元年 12 月 6 日（金）～12 月 12 日（木）

取扱時間 平日 9 時～16 時

郵送の場合は 12 月 12 日（木）（必着のこと）

(2) 願書受付場所

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1 番 1 号

鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係

電話（0599）25-8404

なお、郵送の場合は必ず書留郵便とし、封筒表面に「入学願書在中」と朱書してください。

3. 出 願 書 類 等

志願者は、本校所定の「振込依頼票」に必要事項を記入し、検定料 16,500 円を添えて最寄りの銀行から本校指定の送り先（振込依頼票に記載）へ電信扱いで振り込んでください（現金自動預払機（ATM）による振込は不可）。なお、ゆうちょ銀行から振り込む場合は、振込依頼票が異なります。詳細は巻末をご覧ください。

出願書類

書 類	作成者	備 考
①入 学 願 書	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
②写 真 票	志願者	願書提出前 3 か月以内に撮影した上半身脱帽の写真(4 cm×3 cm)を貼付してください。
③受 検 票	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
④入学検定料通知書 (学校提出用) 又は 振 込 受 付 書	志願者	取扱銀行収納印が必要です。(取扱期間 令和元年 12 月 1 日～12 日) ゆうちょ銀行で振り込まれた場合は、振込受付書を提出してください。
⑤受検票送付用封筒	志願者	定形封筒(長形 3 号: 120 mm×235 mm)に志願者の郵便番号、住所、氏名を書き、速達料金分※の切手を貼ってください。 ただし、直接本校に持参する場合は不要です。 ※速達料金は、消費税引き上げに伴い、改定される場合があります。
⑥志 望 理 由 書 (体験学習選抜用)	志願者	本校所定の用紙に自己推薦を含めた志望理由を記入してください。
⑦入 学 志 願 者 調 査 書	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください。
⑧健 康 診 断 証 明 書	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください。 ※視力が C の場合は数字で記入し、裸眼で 0.4 以下の場合は、必ず矯正視力を記入してください。また、色覚については、学校保健安全法施行規則には必須の検査項目から除外されていますが、商船学科では別に定める身体基準を満たす必要がありますので、医師の診断に基づき必ず記入してください。

◎志願者は、上記提出書類①～⑥の必要事項を記入し、まとめて中学校長に提出してください。

◎中学校長は、上記⑦及び⑧を添え、一括して提出してください。

◎在学した学年の全生徒の学習成績一覧表の提出を求めることがあります。

4. 出願上の注意事項

- (1) 出願書類提出後に記載事項の変更を生じたときは、ただちに申し出てください。
- (2) 体験学習選抜を志願した者が不合格となった場合、学力検査選抜を受検することができます。なお、その際は出願書類の再提出及び入学検定料の再納付は必要ありません。この場合、学力検査選抜の志望学科欄に商船学科、情報機械システム工学科のうちから、第 2 志望まで記入することができます(学力検査選抜の願書受付期間中は、提出済の志望学科の変更も認めます)。第 1 志望のみの者は、第 2 志望の欄に斜線を引いてください。また、学力検査選抜の検査地を選択してく

ださい。学力検査選抜の受検票は再交付し、中学校あてに郵送します。

5. 選抜の実施方法

一次選考（書類選考）及び二次選考（体験学習）により選抜します。

(1) 一次選考（書類選考）

二次選考（体験学習）の選考枠を超える応募があった場合や本校が必要とする場合は、提出された調査書、志望理由書を総合して書類選考を行います。

なお、一次選考（書類選考）の結果については、令和2年1月8日（水）付の文書で中学校長及び本人に郵送します（郵送以外の受渡し、電話等による照会には一切応じません）。

二次選考（体験学習）の選考枠は約20名としますが、選考枠に満たない場合でも書類選考の結果、不合格となることがあります。

(2) 二次選考（体験学習）

一次選考の合格者に対して二次選考を行います。二次選考は、提出された調査書、志望理由書と本校が行う体験学習、感想文、面接の総合判定により行います。

①日時及び内容

月 日	時 間	内 容
1月18日（土）	8：30 ～ 9：00	受 付
	9：00 ～ 9：30	全体説明
	9：30 ～ 12：00	体験学習、感想文
	12：00 ～ 13：00	昼 食、会場移動
	13：00 ～	面 接

②検査地 鳥羽商船高等専門学校

6. 身体基準

商船学科は船舶職員を育成することを目的とするため、修業年限のうち合計1年間の大型練習船実習があり、この実習の全課程を修了しなければ卒業が認められません。このため、下記に定める身体基準及び独立行政法人海技教育機構において定める身体基準（17ページ 参考資料参照）を満たす必要があります。

記

視 力	視力（矯正視力を含む）が両眼ともに C（0.5）以上であること
色 覚	色盲又は強度の色弱でないこと※
聴 力	5m以上の距離で、話声語を弁別できること
体 格	四肢の異常、運動機能障害等、船舶職員としての勤務に支障がないこと

※色覚については、学校、眼科医等において石原式色覚検査表国際版で正常であることを必ず確認してください。もし、この検査で正常でなかった場合は、パネル D-15 を使用した検査に合格することが必要です。

現在、参考資料(17 ページ)に掲げる項目に該当するおそれがある者、あるいは精神の機能障害や薬の副作用の症状等が認められる者は、入学後、独立行政法人海技教育機構による大型練習船実習ができなくなる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

○ 相談方法

健康診断書を提出することとし、必要な場合は、本校において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談を行います。

なお、この申し出・質問は下記あてに行ってください。

あて先 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号
鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係
電話 (0599) 25-8404

7. 合格者発表

令和2年1月24日(金)午前10時

本校内に合格者の受検番号を掲示するとともに、上記時刻以降、本校ホームページ(<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/goukaku/>)に掲載します。

また、出身中学校長には「入学者選抜検査結果」を、合格者には「合格通知書」を同日中に発送します。正式な合格の確認は「合格通知書」によります。なお、電話等による判定結果の照会には一切応じません。

8. 入学確約書の提出

合格通知書を受けた者は、令和2年2月3日(月)までに本校所定の「入学確約書」を提出してください(簡易書留郵便による郵送も可)。

参考資料

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」

(独立行政法人海技教育機構航海訓練科規程 第3条の規定により、船員法施行規則 第二号表(第五十五条関係)による。)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 **SARS** コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が **H 五 N 一** であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、**Q** 熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、**B** ウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）
航海科は両眼共に 0. 5 号、機関科は両眼で 0. 4 号を明視しうること。
 - (2) 聴力
両耳で、5 メートル以上の距離で話声を聴取できること。
 - (3) 握力
男子の握力は、左右共に 25 キログラム以上、女子の握力は、左右共に 17 キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者